

返戻金について

当社の紹介した人材が、入社後6ヶ月以内に、自己都合により退職、または過失による懲戒解雇となった場合は、支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を払い戻す事とする。

- (1) 1ヶ月以内で退職した場合：80%に相当する額
- (2) 3ヶ月以内で退職した場合：50%に相当する額
- (3) 6ヶ月以内で退職した場合：10%に相当する額
- (4) 6ヶ月を超えて退職した場合：返戻金無し